



宮崎労働局発表
平成28年9月1日解禁

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室
室長 桑原 光照
室長補佐 田之上睦子
指導係長 谷口 恵子
(電話)0985(38)8821

「改正育児・介護休業法等説明会」を開催します！

－「全国マタハラ未然防止キャラバン」の一環として実施－

平成29年1月1日から、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法(以下「改正法」という。)が全面施行されます。この改正により、事業主は介護休業・育児休業制度に関する就業規則の見直しや、いわゆるマタハラなどの防止措置に取り組む必要があります。

そこで、宮崎労働局(局長 元木 賀子)では、改正法の内容を周知するとともに法の趣旨に沿った雇用管理を促すため、以下の通り、県内事業主等関係者を対象に説明会を開催します。

1 改正のポイント(資料1)

《育児・介護休業法》

	改定内容	改定後
1	介護休業の分割取得	通算93日まで、 <u>3回を上限として、分割取得が可能</u>
2	介護休暇及び子の看護休暇の取得 単位柔軟化	<u>半日(所定労働時間の2分の1)単位</u> での取得が可能
3	介護のための所定労働時間の短縮 措置等の拡大	<u>介護休業とは別に、利用開始から連続する3年間で2回以上の利用が可能</u>
4	介護のための所定外労働の制限 (新設)	<u>対象家族一人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限(残業の免除)を新設</u>
5	有期契約労働者の介護休業や育児 休業の取得要件の緩和 (右の①②を満たすこと)	① 休業申出時点で1年以上継続雇用されている ・介護休業の場合 →② <u>介護休業を取得日から9ヶ月を経過する日までの間に</u> 、雇用契約がなくなることが明らかでないこと ・育児休業の場合 →②子が <u>1歳6ヶ月になるまでの間に</u> 、雇用契約が無くなること が明らかでないこと

	改 定 内 容	改 定 後
6	育児休業等の対象となる子の範囲	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

《育児・介護休業法、男女雇用機会均等法》

	改 定 内 容	改 定 後
1	いわゆる マタハラ・パタハラ等の防止措置 (新設)	① <u>上司・同僚からの</u> 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを、 <u>事業主に新たに義務付け</u> ② <u>派遣労働者の派遣先にも、</u> 育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱の禁止や、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止の措置を <u>義務付け</u>

2 改正育児・介護休業法等説明会の内容（資料2）

開催日時	会 場	定員
10月 5日（水） 13:30～15:30	宮崎県トラック協会（大研修室） 住所：宮崎市恒久1丁目7番21号	150名
10月 7日（金） 13:30～15:30	延岡総合文化センター（展示室2） 住所：延岡市東浜砂町611-2	150名
10月12日（水） 13:30～15:30	ホテル中山荘（エメラルドの間） 住所：都城市松元町3-20	130名
10月24日（月） 13:30～15:30	宮崎県トラック協会（大研修室） 住所：宮崎市恒久1丁目7番21号	150名
11月 1日（火） 13:30～15:30	日南公共職業安定所（会議室） 住所：日南市吾田西1-7-23	30名

※当日取材でお越しの際は、当局までご一報いただきますと幸いです。

－添付資料－ ※以下をクリックしてください。

資料1 育児・介護休業法が改正されます！（PDFファイル：1.23MB）

資料2 「改正育児・介護休業法等説明会」申込チラシ（エクセルファイル：165KB）